

# 一般社団法人古伊万里再生プロジェクト 定款

平成30年12月28日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人古伊万里再生プロジェクトと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、日本とオーストリア両国の友好150周年にあたり、オーストリア・ロースドルフ城に残る日本の古伊万里を中心とした古陶磁器片の学術的調査研究を行い、一部を修復・復元し、その成果を展覧会で発表することを目的とする。あわせて、調査研究及び展覧会を国内及び海外にて実施することにより、研究者、美術関係者、美術愛好家の交流、若手の研鑽の場を創出し、国際的な友好親善及び経済活動の促進を目的とするとともに、以上の目的に資するため、次の事業を行う。

### 1. 調査・研究

- (1) 文化財の調査研究事業
- (2) 国際交流事業として、共同研究支援並びに研究者・専門家の海外派遣及び招聘支援
- (3) 研究者・専門家の育成事業

### 2. 修復

- (1) 文化財保護事業として、文化財の修復及び広報PR
- (2) 修復技術の広報PR

### 3. 展覧会・イベント

- (1) 日本及び海外での展覧会企画及び運営支援
- (2) 講演会及びイベントの企画及び運営

### 4. 国際親善事業

- (1) オーストリア及び関連地域の文化交流支援
- (2) オーストリア及び関連地域の観光振興支援

### 5. その他上記の目的を達成するため有効な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社  
の申込みをし、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を得なければならない。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の  
主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第8条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 総社員の同意

(3) 死亡

(4) 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって  
することができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する  
法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号  
の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

#### (招 集)

第9条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

#### (招集手続の省略)

第10条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議 長)

第11条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

#### (決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

#### (社員総会の決議の省略)

第13条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (社員総会議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成

し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

### (役員)

第15条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長、専務理事及び常務理事を各若干名定めることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事を同法の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第16条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 当法人の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第21条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第22条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の3日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれ

を短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、各理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第24条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第27条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第28条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第30条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 当法人は、前項の書類及び監査報告を定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。